

平成31年度 事業計画

一般社団法人茨城県農業会議

I 基本方針

農業を取り巻く情勢は担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大など生産基盤の脆弱化が進むとともに、人口減少に伴う国内市場の縮小や国際化の進展による国内外の産地間競争の激化など、今後一層厳しい環境に置かれることが予想される。

こうした中、政府においては、「農業競争力強化プログラム」に基づく農業の成長産業化、競争力強化が進められており、担い手への農地集積・集約化等を推進するなど生産力の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

また、県においては、昨年11月に「茨城県総合計画－新しい茨城への挑戦－」を策定し、「儲かる農業」の実現を重点施策に位置づけ、茨城県農業参入等支援センターの設立、水稻メガファーム育成事業の推進、農産物のブランド化と輸出の促進など農業の成長産業化や優れた担い手づくりなど新たな施策を展開している。

このような情勢を踏まえ、農業委員会組織は、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、担い手の確保・育成を柱とする「農地利用の最適化」の取り組みをさらに強化していく必要がある。

茨城県農業会議は県、市町村、農業委員会や関係団体など会員組織との更なる連携のもと、組織に期待される機能と役割を果たし、成果を上げていくため、平成31年度の事業実施にあたっては、

1. 農地利用の最適化に向けた組織活動の強化
2. 優良農地の確保・有効利用の取り組みの強化
3. 新規就農・人材確保対策の推進
4. 法人化等担い手の経営確立・発展支援
5. 現場の課題に即した政策提案など農政活動の推進
6. 農業者等に対する情報提供活動の強化

の6項目を重点に掲げ、業務を確実かつ効果的に実施していくこととする。

II 事業計画

1. 農地利用の最適化に向けた組織活動の強化

(1) 新制度の下での組織・活動体制の整備・強化

新体制における農業委員会の確実な取り組みを支援するため、農業会議の相談窓口の機能を強化するとともに、新体制における課題・問題点の把握に努め、適宜必要な対策を講じる。

また、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地対策、新規参入の促進が円滑に進むよう、農業委員会が定める「農地利用最適化指針」について必要に応じて見直すよう助言・支援を行う。

(2) 活動計画・目標達成に向けた組織活動の強化

農業委員会が行う農地利用の最適化を推進する際の具体的な活動計画等の作成及び結果の点検・評価、農業委員・推進委員の日々の活動記録の徹底及び実績・成果の公表等の取り組みに対して助言・支援を行う。

(3) 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動支援

農業委員や農地利用最適化推進委員に対して、農地利用最適化の取り組みを進めるために必要な関係法令、農地制度や各種施策さらには具体的な活動方法に関する研修を実施し、業務の確実な推進を支援する。

(4) 農業委員会職員に対する支援

農業委員会職員に対しても、引き続き業務を推進するために必要な関係法令、各種施策等に関する研修を実施するとともに、農地相談員を設置し農地関係の相談体制を整備する。

(5) 農業委員会組織活動関連予算の活用支援

農地利用の最適化を推進するため国が措置している機構集積支援事業、農地利用最適化交付金を積極的に活用して農業委員会活動が促進されるよう支援する。

(6) 女性の農業委員等への登用促進及び活動支援

農業委員会における女性農業者の活躍を促進するため、多くの女性が農業委員・農地利用最適化推進委員に登用されるよう関係方面に働きかけを行うとともに、女性農業委員等を会員とする「いばらき農業委員会女性協議会」の活動を支援する。

2. 優良農地の確保・有効利用の取り組みの強化

(1) 農地利用の実態把握の着実な推進

平成30年度から3年間をかけて実施する県内の全農地について利用実態や所有者の利用意向を把握する取り組みを着実に推進するとともに、「農地利用最適化の推進手法」に基づき農地情報の地図化や農政主管課と連携した集落での話し合いなど、「人・農地プランの実質化」を支援する。

(2) 農地中間管理機構との連携強化

農業委員会が行う農地利用集積・集約化の取り組みを着実に推進するため、引き続き農業会議に「農地集積推進員」（県農業経営課駐在）を配置するとともに、機構との情報共有を図り農業委員会の支援を強化する。

(3) 農地台帳等の整備と農地情報公開システムの活用推進

農業委員会における農地台帳の整備と適正な運用に向けた取り組みを支援する。

また、農地集積・集約化を進めるため、農地情報公開システムの活用を推進し、農地台帳や地図情報の更新及び公開、関係機関に対する情報の提供等、同システムが円滑に活用されるよう支援する。

(4) 担い手への農地の面的利用集積の促進

「人・農地プラン」に基づき担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構と連携し、地権者と担い手のマッチングなど農業委員会が行う農地利用調整活動を支援する。

(5) 遊休農地の発生防止・解消対策の推進

農地利用状況調査（農地パトロール）で把握した遊休農地について、所有者の意向を確認し、貸付けを希望する農地所有者に対しては、あっせんや利用関係の調整を積極的に行うとともに、農地中間管理機構の活用を求める場合には、機構への通知が確実に行なわれるよう支援する。

また、遊休農地の未然防止やその活用を進める観点から、農業参入等支援セン

ターが行う参入希望企業等に対する農地情報の提供やマッチングなどの取り組みを支援する。

(6) 農地転用許可事務等の円滑・適正な執行

改正農地法における農作物栽培高度化施設の対応に万全を期すとともに、農地転用許可事務及び違反転用処理、農地所有適格法人等の要件確認事務等が円滑・適正に執行されるよう支援・協力を行う。

また、農業委員会から諮問を受けた30アールを超える農地転用案件について、常設審議委員会において適正に審議し意見を述べる。

3. 新規就農・人材確保対策等の推進

(1) 日常的な就農相談の実施と就農相談会等の開催

新規就農希望者に対して、日常的な相談活動を行ない、農地等の情報や農業法人等の求人情報の提供を行うとともに、関係機関との共催による就農相談会「新農業人フェア」に併せ、農業法人との合同会社説明会を開催するなど情報提供活動を行う。

(2) 農の雇用事業を活用した雇用就農の推進

農業法人等が就業希望者を新たに雇用した場合に、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」を積極的に活用し、新規就農者に対する農業法人等への雇用就農を推進する。

農業法人等の人材育成と経営確立に向けてより一層成果が上がるよう経営者組織と連携した推進を図るとともに、これらの雇用就農者が茨城農業の優れた担い手として定着し、さらに独立就農する際には、中核的な経営体に発展できるよう必要な支援を図る。

4. 法人化等担い手の経営確立・発展支援

(1) 農業経営の法人化、経営発展の支援強化

本県農業の担い手の法人化や経営規模拡大、第三者継承、人材の確保・育成等を支援するとともに、農業経営の法人化や企業参入の推進を図ることを目的として設立された「茨城県農業参入等支援協議会」について、県（農業経営課）と共同事務局を担い、経営発展セミナーの開催や専門分野の経営アドバイザーの派遣等による担い手の経営発展を支援する。

また、引き続き、法人化の相談窓口を設置して相談をきめ細かく実施することにより、農業経営の法人化と経営発展を支援する。

(2) 担い手の経営確立に向けた支援

認定農業者等担い手の経営改善・経営能力向上を支援するため、複式農業簿記記帳や青色申告等に関する研修会を開催するとともに、農業経営の収入減少を補填する「収入保険制度」など農業経営に有益な情報を担い手に対して提供する。

また、担い手相互の研鑽による経営改善を支援するため、2020年に本県開催が決定した「全国農業担い手サミット in いばらき」の準備を進める。

(3) 農業者年金の普及・加入促進の取り組み強化

農業者年金制度については、農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承を図るのみならず、本県農業の担い手を育成する重要施策と位置づけ、普及・加入促進に取り組む。

当面の目標として本県の基幹的農業従事者数の約1割となる2,000人を確保することとし、農業委員会とJA営農渉外部門や県普及組織との連携体制の整備・加入推進活動を支援する。

(4) 経営者組織の活動支援

農業会議は、長年にわたり各組織等の支援・協力を行ってきたところであり、今後とも、県段階の組織である「茨城県認定農業者協議会」、「茨城県農業法人協会」、「茨城県稲作経営者会議」の活動を支援する。

◆茨城県農業会議が事務局を担当する農業者組織（平成31年3月現在）

組 織 名	設立年月日	会員数
茨城県認定農業者協議会	平成13年10月22日	37組織
茨城県農業法人協会	平成10年7月7日	79社
茨城県稲作経営者会議	昭和52年3月31日	28人

5. 現場の課題に即した政策提案など農政活動の推進

(1) 農業者・地域の声を積み上げ農政に反映させる活動の推進

地域の農業者等との意見交換等を通して現場の声を積み上げ、農地利用最適化推進施策の改善や農業経営の確立・体質強化に関する課題などについて、国・県に対して意見提出を行う。

(2) 農業・農村の持続的発展に向けた農政活動の推進

農林漁業関係団体で組織する「茨城県農林水産業関係団体連絡会」と連携し、農業・農業者の持続的な発展を図るため必要な施策に関する要請活動を行う。

(3) 調査活動の推進

担い手への農地集積、農業経営の効率化など地域農業の振興の基礎資料とするため、農地取引価格の動向や農作業料金・農業労賃等の実態等を調査するとともに、農政の動きに対応するため、必要に応じて調査ならびに情報収集・提供を実施する。

6. 農業者等に対する情報提供活動の強化

(1) 全国農業新聞の普及推進

農政・経営等情報を農業者へ的確かつ確実に提供するため、全国農業新聞の普及推進を図る。農業委員・農地利用最適化推進委員への情報提供のため皆購読を推進するとともに、1人でも多くの農業者へ最新・有益な情報を提供するため、農業委員・推進委員1人あたり2部の増部を目標として普及推進を図る。

*平成30年における購読部数は、3,057部（前年対比23部増）。

(2) 全国農業図書の普及推進

農業関係の専門図書である全国農業図書については、利用促進に向けて各種会議でのPRや、市町村部局に対する普及など活用促進を図る。

(3) 農業委員会だよりの発行など情報発信の推進

改正農業委員会法において「情報の提供」が新たに規定されたことを踏まえ、従来にも増して「農業委員会だより」を発行するなど、地域の農業者・住民に対する身近な情報提供の取り組みを支援する。

(4) 茨城県農業会議のホームページを活用した農業関係情報の発信

茨城県農業会議のホームページを活用して、農業会議の取り組んでいる各種事

業や新規就農対策、耕作放棄地解消対策等について情報発信を行う。